

医療

医療費通知のお知らせ時期

医療費通知は、国民健康保険の世帯主宛に年6回、後期高齢者医療被保険者宛に年1回、郵便はがきでお知らせします。今後の発送時期、対象となる診療月については表のとおりです。

※後期高齢者医療保険は、令和6年度（2024年度）より1月～12月分をまとめて年1回のお知らせとなり、発送時期も変更となります。令和5年（2023年）10月～12月診療分は、令和6年（2024年）5月下旬にお知らせ予定です。

※国民健康保険の医療費通知は再発行ができません。

※医療費通知は、税申告の際の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の代わりとして使用することができます。

※医療費通知に記載されている自己負担相当額（患者負担額）と、実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。

※医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

診療月	お知らせ時期（予定）	
	後期（年1回）	国保（年6回）
1月	翌2月中旬	5月上旬
2月		7月上旬
3月		9月上旬
4月		11月上旬
5月		翌1月上旬
6月		翌3月上旬
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		

問【国民健康保険】住民課（吉備庁舎）
 【後期高齢者医療制度】和歌山県
 後期高齢者医療広域連合
 ☎073・428・6688

後期高齢者医療制度
 保険料率などが改定

後期高齢者医療制度の令和6・7年度（2024年度・2025年度）の保険料率（表1）などが決定しました。保険料は、等しく負担していただく「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。所得の少ない方には世帯の所得状況に応じて、7割、5割、2割の均等割額軽減制度があり、令和6年度（2024年度）から軽減される対象の方の範囲が拡充されます（表2）。また、保険料の賦課限度額（上限保険料額）が80万円に変更されます。令和6年度

（2024年度）保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

（表1）

年度	均等割額	所得割率		賦課限度額*2 （上限保険料額）
		軽減用所得割率*1		
令和6・7年度	5万4,428円	11.04%	10.13%	80万円 (73万円)
令和4・5年度	5万317円	9.33%		66万円

（表2）

軽減割合	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+29万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+29.5万円×（被保険者数）以下
2割軽減	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+53.5万円×（被保険者数）以下	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数-1）+54.5万円×（被保険者数）以下

※1 激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円（年金収入のみの場合211万円）以下の方については、令和6年度（2024年度）に限り、軽減用所得割率を用います。

※2 賦課限度額の引き上げに伴う保険料の急増に配慮し、賦課限度額を段階的に引き上げます（令和6年度（2024年度）73万円、令和7年度（2025年度）80万円）。ただし、令和6年度（2024年度）

（年度）中に75歳に到達して資格取得する方を除きます。

税金

「インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会」

昨年10月から導入された消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

日時

・4月24日（水）14時～15時
 ・5月29日（水）10時～11時

●場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室（湯浅町湯浅 2430番地77）

●定員／20人（先着順・電話予約要）
 ●申込先／湯浅税務署 個人課税部門 ☎63・5403（直通）

また、インボイス発行事業者への登録の可否を検討されている方を対象に個別相談のご予約を受け付けています。※インボイスの制度の仕組みからお知りになりたい場合は、まずは前記説明会をご利用ください。

問 湯浅税務署 個人課税部門
 ☎63・5403